

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第5号

答申番号：令和4年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人に支払われた老齢厚生年金（以下「本件年金」という。）の入金に係る書類等を処分庁に提出したにもかかわらず、1年4か月にわたり何の連絡もなく精神的苦痛を受けた。このため、処分庁は本件年金の返還額から、これから生活していくための費用である夜間のタクシー代や古くなった家電に充てるための費用を差し引くべきであり、こうした事情を考慮せずになされた原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、次の理由により、適法かつ正当である。

- (1) 処分庁は、本件年金受給の際、「事前に真にやむを得ない場合は控除を認める場合があること」について説明していなかったことを考慮し、事後相談となったこともやむを得ないとし、冷蔵庫及び洗濯機の購入費用、設置や配送費用等の控除を認め原処分を行った。
- (2) 請求人は、前記(1)の控除後の返還額からこれから生活をしていくための費用である夜間のタクシー代や古くなった家電に充てるための費用を控除するよう主張するが、事後的に主張された事項又は支払が予定されない経費であるから控除対象にならない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 処分庁は、法第63条に関する処理基準に定める要件及び手続に従って原処分を行ったものということができ、必要最低限のものとして裏付けのある資料によって確認された冷蔵庫及び洗濯機の購入費用等の控除を認めることとした処分庁の判断に不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用があったとはいえない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年5月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月30日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、遡及して受給した年金は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められ、原則としてその全額が返還額とされるものの、真にやむを得ない理由による自立更生に係る費用がある場合は、例外として返還額から控除することができるものとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人に対し、本件年金の全額に相当する保護費を返還額とする処分を行ったが、処分に至るまでに請求人に対して必要な説明を欠いたことを理由にこれを職権で取り消し、改めて、返還額の検討を行うため、請求人の主治医等から請求人の病状に及ぼす影響等を確認し、ケース診断会議を実施した上で、劣化が著しく早急に買い換えが必要な冷蔵庫及び洗濯機の購入費用等については、真にやむを得ない理由のある自立更生費等に当たるとして返還額から控除することとし、原処分を行ったことが認められる。かかる処分庁の判断は、法第63条に関する処理基準に定める要件及び手続に違反したとまではいえず、この限りで違法又は不当とまでは認められない。この点、請求人は、返還額から更に夜間のタクシー代や他の家電の費用についても控除すべきことを主張するが、これらの費用については真にやむを得ない理由のある自立更生費等に当たることにつき、請求人が処分庁に対して要望又は相談した事実は認められず、本件審査請求においても、具体的な主張はないから、これを採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子